

平成29年4月13日

答申第771号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、受信契約等に関するNHK職員等の対応について、「何故貴協会職員や委託業者は訪問宅で録画・録音されると逃げるのか」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書が存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年4月13日（第248回審議委員会）

第784号諮問、審議、答申